

第1号様式

令和4年度 第3回 保土ヶ谷区地域自立支援協議会 相談支援部会 議事録	
日時	令和4年7月22日(金) 15:30 ~ 17:00
開催場所	リモート (ZOOM 開催)
出席者	指定特定相談支援事所 11名、その他 1名、事務局 7名 計 19名
欠席者	
開催形態	公開(傍聴人: 名) ・ 非公開
議題	集団指導について
議事	<p>1. 事務局よりアナウンス</p> <p>旭区の連絡会内容について共有</p> <p>① 虐待防止委員会の取り組み 虐待防止のセルフチェックシートを使用している事業所がある</p> <p>② サービス利用状況について 業務ガイドライン 19 ページ相談支援専門員への情報提供について 取り組みが開始されているのかどうかの確認。回答としては、実際の仕組みはまだ出来上がっていない。相談支援専門員側からアプローチし情報収集する必要がある</p> <p>2. 集団指導について</p> <p>①事前質問への回答</p> <p><input type="checkbox"/>集団指導の開催についての要望 ⇒意見として局へは伝えている</p> <p><input type="checkbox"/>計画相談に関わる基本的な書類一式はケースごとにファイリングしているが、記録についてはPC上のファイル管理で問題ないか。 ⇒電子的記録でも問題ないと記載されているため、PC上の管理で問題ない</p> <p><input type="checkbox"/>初回加算について。サービス等利用計画を作成する月の前6カ月間において、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用していない者に対して～とあるが、この障害福祉サービスに入所施設やグループホームも含まれるか。入所施設やグループホームに在籍している人が計画相談を開始した時、初回加算は取れないのか ⇒要件として「人生で初めて計画相談が入る場合」「サービスを6ヵ月利用していない場合」であればとれる。また障害福祉サービスに入所、グループホームは障害福祉サービスに含まれる。</p> <p><input type="checkbox"/>業務ガイドライン P19 サービス事業所からの相談支援専門員へ伝達について ⇒どちらが先に連絡を取るかはケースバイケースとのこと。互いに必要に応じて連絡を入れていく。</p> <p>③ グループワーク (質問・情報交換等)</p> <p><input type="checkbox"/>更新時の必要書類について。移動支援の計画書も併せて提出する認識でよいか。 ⇒移動支援の計画書は、旭区で本来は出すものと言われている、時期がずれていると忘れがちになる。基礎調査資料についても実地指導以降、更新ごとに提出している。緊急時の電話番号など変</p>

更があった際に助かっている

□移動支援の計画書はつけて提出している。

不明点は、地域支援拠点のガイドラインについて、地域生活支援拠点が加算の機能強化型2～1になると運営規定に入れなければならないとあったが、具体的なところがわからない。どこを支援拠点として取り組まないといけないか

⇒後日区より回答

□コロナで受入れ不可となり、行き場が無くなってしまった人への対応について聞きたい。

⇒区より：重症でないと入院調整も難しい状況。局に確認とする。

□相談員が感染した場合のモニタリング実施月などはどうしたらよいか

⇒センターでは区に事情を報告し対処を仰いだ。翌月期日までにモニタリング実施し当月分に充てることとなった。

□移動支援計画書等は更新ごとに提出している。サービス量の変更や事業所の変更など、計画案を出さない時も何かしら変更点があれば提出する認識でいる。

⇒基礎調査資料については、泉区では状況が変わっているであろう5年に1度の頻度で提出してほしいと言われたことがある。

□立てた計画と受給者証のモニタリング月がずれることもある。利用者から受給者証のコピーをもらいたい時の対応について知りたい

⇒区より：システム上では計画相談事業者用の受給者証を出せるようになっている。実際の共有方法については持ち帰り後日回答とする。

□移動支援の計画書は、更新があった時は必ず提出するようにしている。計画相談が入っている時、事業所が変更になる時は必ず出すようにと言われたことがある。

基礎調査資料については、変更があれば提出している。

利用者からの受給者証の受け取りについて、事業所でコピーしているものをもらっている。ご本人より連絡があるので事業所に受け取りに行っている。

□相談業務における事故報告はされているか

⇒タキオンでは過去に1件あり。モニタリング報告書を区に郵送したが届いていないという例。局に報告し、報告が遅れたことによる事故報告を提出した。

⇒苦情があった際に第三者委員と共有している。年2回開いている会議で検討している

◎延命法律事務所より

神奈川県条例について

資料2素案の定義(1)について

4. 各事業所からの情報提供

①光の丘相談室より

・オンライン研修：記録の書き方研修（別紙案内参照）

開催日：9月15日 SAOP記録を初めて日本に導入した、福島医科大学の八木先生による研修
今回開催4回目となる。メール、チラシを基幹に周知済。8月15日締め切り

・ZOOM個別相談、勉強会（別紙案内参照）

個別ケースの相談会を定期開催している（開催日時：配布資料参照）

相談支援従事者どなたでも相談可能。ざくばらんに議論をしている。光の丘相談室鈴木氏や各相談員も参加しつつケース検討を行う

② 神奈川県条例について（別紙資料参照）

素案を作成中（参照（仮称）当事者目線の障がい福祉推進条例 素案について）

やまゆり園の事例からスタートしているもの。全障害対象というのをうたっている。

8月頭ごろまでであれば意見が出来るため、ご意見があれば谷岸氏まで

次回相談支援部会

日時：令和4年9月30日（金）15：30～17：00 /ゆめ（2階食堂）

リモート併用

記録の書き方講座

オンラインでじっくり学ぶ ～基本から事例まで～



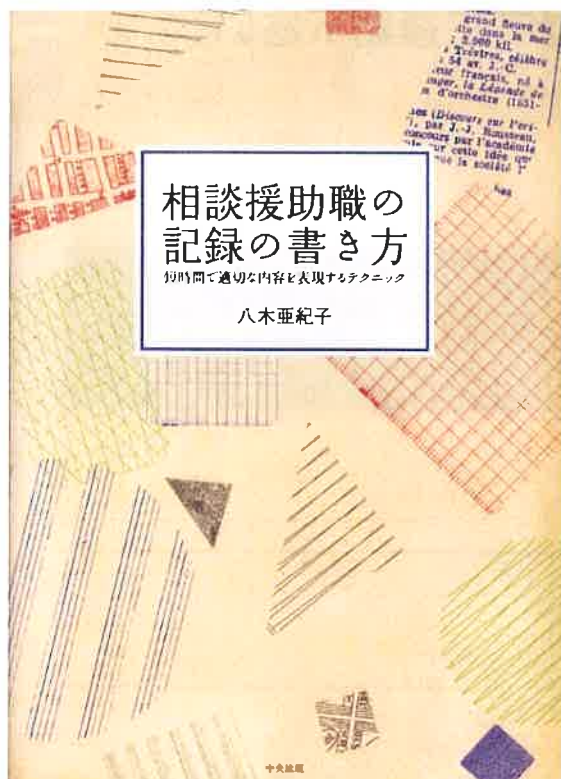
久しぶりに第四弾開催！！

アセスメント(見立て)は、利用者さんやその周辺環境を含めて理解し、支援に結び付けていく上でとても重要なポイントになります。「行き詰まってしまう」、「支援が展開しない」というような場合は、アセスメントを丁寧に進めること肝心です。その際、重要になってくる要素の一つが記録です。本研修では、SOAPという方法を使って記録について学びます。

SOAPとは・・・

S (主観的情報) O (客観的情報)
A (アセスメント) P (支援計画)

の略です。



相談援助職の
記録の書き方

何時間でも適切な内容と表現するテクニック

八木亜紀子

9月15日(木) 9:15～16:00

(12:00～13:00昼休憩となります)

場所:オンライン開催(ZOOM使用)

研修テーマ

「相談援助の記録の書き方」

講師:八木亜紀子

福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター 特任准教授
アライ株式会社 代表取締役
精神保健福祉士/公認心理師/カリフォルニア州臨床ソーシャルワーカー
国際EAP協会認定EAプロフェッショナル

対象者:全行程参加できる方(相談援助職の方向け)

お申込み等問い合わせについては裏面に記載しております。
締め切りは8月15日(金)とさせていただきます。

参加費無料

※募集人数を超えた場合は抽選とさせていただきます。

30名様

主催 白根学園光の丘相談室

2022年度 支援に役立つ研修会vol.4 出欠票

※募集人数を超えた場合は、抽選とさせていただきます8月22日(月)までに受講決定メールを送らせていただきます。22日(月)までに受講連絡が届かない場合は誠に勝手ながら抽選漏れとさせていただきます。

2022年9月15日(木) 9:30~16:00 (ログイン開始時間は15分から)

場所：完全オンライン開催（ZOOM使用環境のある場所であればどこからでも参加できます。）※講師の八木先生は自オフィスから講義を行い光の丘相談室が進行と中継を行う形で実施予定です。

※入室時は、受講決定後こちらでお伝えする指定グループ名と参加者様の苗字を入室者名に記入してご入室ください。当日はブレイクアウトセッションを行う為同一事業所で複数名参加する場合は機材の共有はせず一人一台のPCかタブレットでご参加ください。またZOOMでのブレイクアウトセッションを使用した研修等の経験がない方、アプリの使用について不安がある方は当日までに簡単にガイダンスを実施させていただきます。下記アドレスまでその旨、ご連絡ください。

ご希望の方は、FAXかメールのいずれかでご連絡下さい。

機関名・連絡先 <small>(※返信可能なメールアドレスと当日トラブルが起きた場合の緊急連絡先番号を記載してください。)</small>	参加者名 ※同一事業所で受講される場合はお手数ですが、それぞれご応募ください。

白根学園 光の丘相談室
担当：上村、渡辺
〒241-0005
横浜市旭区白根7-10-6

TEL：045-951-2648

FAX：045-951-8649

MAIL：hikari-soudan@shirane.or.jp

白根学園 光の丘相談室（二次相談支援機関）
オンライン（Zoom）個別相談、勉強会のお知らせ

オンライン（Zoom）での支援に関するご相談、勉強会を**定期開催**します。

【個別相談について】**無料**です。ご希望の方はご連絡下さい。日程、時間等を調整します。

開催日時：毎月第4木曜日 16時～18時 [7/28 (15時半～)、9/22、10/27、12/22、2/16 (第3)、3/23]

事前準備：特にありません。(当事者情報、支援状況については、その場で必要な範囲でお聞きします。)

※「何について話し合いたいか」というテーマ設定と心づもりだけお願いします。

※相談時間は30分 60分 90分のいずれかでご検討ください。

対象者：支援者（※ライブ視聴をご了承いただける方）

方法：課題中心アプローチ、問題解決アプローチ **やること**：事例の整理、理解、検討のお手伝い。

相談内容：相談支援および個別支援上のテーマであれば何でもOKです。

例えば・・・

- ・当事者の状態をどう理解したらよいかわからない、問題を捉えるのが難しい。
- ・課題は多いが、何から取り組めばよいか、優先順位、課題設定、整え方に悩む。
- ・面談の時間管理が安定しない、話の整理や面談の組み立てが上手くいかない。
- ・(当事者の) 仕事、通所が続かない。どう進めていけばよいか悩む。
- ・家族や当事者の相談内容、問題を切り分けるのが難しい、家族支援どうしよう。
- ・自分の支援や対応が間違っていないか、もっと他にやり方があるんじゃないか…。
- ・関係機関との連携が上手くいかない。 など

※必要に応じて情報提供は行いますが、サービス、資源探しは行いません。

【勉強会について】**無料**です。※事前のご連絡は必要ありません。

日程：8月25日（木）、11月24日（木）、1月26日（木） 時間はすべて16時～18時

内容は以下の通りです。※状況により内容変更いたします。

●テーマは基本的には面談、面接の進め方、支援テーマ、目標の決め方、整え方

●集めた情報の読み取り方・整理の仕方、情報に基づく見立て、目標設定と構造について

●課題中心・問題解決アプローチに関すること、認知行動療法、コーピング、支援ツールの使い方 等

※勉強会の方法は基本的には講義・参加形式になりますが、参加状況によりセッションの時間も用意します。

★個別相談、勉強会ともに下記のID、パスワードからミーティングルームへお入りください。

★個別相談は、支援（事例の整理、検討）の様子をライブ視聴いただけるようミーティングルームへの入室を許可します。ただし、ご視聴のみで発言はできません。ご了承ください。

ID：971 4201 5384

パスワード：741 709

ご興味がある方、詳しく知りたい方、

ご相談依頼については下記のメールもしくはお電話でお願いいたします。

お問い合わせ（窓口：鈴木）

tel：045-951-2620 mail：hikari-soudan@shirane.or.jp

裏面あり

個別相談、勉強会に関するQ&A

Q、個別相談と勉強会を開催する目的は？

A①、二次相談支援という資源をご活用いただけていない方にも活用イメージを持っていただき、支援者支援をいろんな方に広く知ってもらいたい、気軽なイメージを広めたい、という目的です。

Q、なぜ個別相談をライブ視聴できるようにするの？

A①、より多くの方に支援者支援、相談のイメージをわかりやすく持ってもらうためです。

A②、他の支援者がどんなこと、どんなふうには話し合っているのか具体的に知る機会を提供するためです。

Q、個別相談はしてみたいけど、見られるの（ライブ視聴）は抵抗があるんだけど？

A①、見られてはいますが、通常の事例検討とイメージは同じだと思ってください。通常の事例検討と比べると、参加者の顔が見えるかどうか、同じ空間にいるかどうかの違いはありますが、事例提供者の方が他の参加者に見られている状況は同じです。個別で事例の検討や整理をしている様子を他の参加者が黙ってみているという感じです。また、個別相談に限って言えば、ライブ視聴者さんが注目しているのは、相談者さんではなく、こちら（光の丘相談室の支援者）の相談支援の手段、方法、話の聞き方、進め方などを見ていると考えていただければと思います。

Q2、A①の説明は理解できましたが、それでもやはり、、、抵抗があります。

A②、通常の相談としてご依頼ください。ご相談内容に沿ってご対応させていただきます。

Q、個別相談のライブ視聴や勉強会の際、途中入室、退室はできますか？

A①、できます。構いません。

Q、個別相談と勉強会の関連は？勉強会だけ参加してみたいんですけど。

A①、理論（勉強会）と実践（オンライン個別相談）というつながりを意識しています。勉強会のみのご参加でも全く問題ありませんが、勉強会の内容をオンライン個別相談で具体的にを行っていますのでどちらもご参加いただけた方がよりイメージがわきやすいかもしれません。

(仮称)当事者目線の障がい福祉推進条例 素案について

目次

	頁
1 (仮称) 当事者目線の障がい福祉推進条例素案の策定に至る経緯	1
2 新たな条例を制定する必要性（いわゆる「立法事実」について）	2
3 新たな条例の制定趣旨と今後のスケジュール（予定）	3
4 新たな条例の構造（素案の時点での整理）	5
5 新条例に盛り込む行政（県）、事業者及び県民の責務等（素案の時点での整理）	7
6 条例の制定効果～新たな条例で何がどう変わるのか	8
7 県民の皆さまからの意見募集での主なご意見	10

【照会先】

神奈川県庁 福祉子どもみらい局
 共生社会推進本部室 利用者支援グループ
 鈴木、安藤、高間、大沼
 045-285-0548（直通）

1 (仮称)当事者目線の障がい福祉推進条例素案の策定に至る経緯

- 平成28年7月、「津久井やまゆり園事件」が起きた。県は、県議会と一緒に、このような事件が二度と繰り返されるのではない、障がい者差別のない社会を築いていこうという決意の下、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、共生社会の実現を目指すとともに、津久井やまゆり園の再生と当事者目線の障がい福祉の推進に取り組んできた。
- 昨年（令和3年）8月には、全個室でユニットケアによる支援環境が整備された津久井やまゆり園の新園舎が開所、同12月には同様の芹が谷やまゆり園が開所し、事件を乗り越えるべく、県の障がい福祉施策の新たな局面を向かえている。
- これまでの間、津久井やまゆり園を含む県立障害者支援施設における不適切支援が発覚したことを受け、県は、障害者施策審議会の部会として「障害者支援施設における当事者目線の支援検討部会」（「津久井やまゆり園支援検証委員会」を改組）を設置し、不適切支援の事案の検証及び改善策の検討を行い、支援内容等の改善に取り組んできた。
- 同検討部会の報告書には、将来の県立施設のあり方を考えるには、県全体の障がい福祉施策の在り方を検討する必要がある、との提言が盛り込まれ、県は、令和3年6月、当事者を中心とした「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」を設置し、県立施設の必要性も含め、中長期的な障がい福祉施策の展望について議論を進めた。
- 同検討委員会が令和3年9月にまとめた中間報告において、ビジョンに基づいた施策を確実に実施するための、条例も含めた普遍的な仕組みづくりについて検討を進めるべき、とする提言が盛り込まれ、議会からも、当事者目線の障がい福祉の追求、及びともに生きる社会の実現のため、条例、憲章、計画策定など、あらゆる可能性と選択肢を排除することなく検討を進めていくよう要請があった。
- 県は、こうした一連の議論を踏まえ、オール神奈川で当事者目線の障がい福祉の実現を目指すには、その理念や目的、責務などを市町村や事業者、県民と共有することが必要であり、県議会の議決を得る条例が最も効果的であると考え、条例を設置することを表明した（令和3年11月本会議、知事答弁）。
- 県は、本年3月、条例の骨子案を策定し、各市町村、関係団体等と意見交換を実施しながら、パブリックコメント手続きとして県民からの意見募集を行い（4月7日から5月6日）、各般の意見を踏まえ、今般、条例素案を策定した。

2 新たな条例を制定する必要性(いわゆる「立法事実」について)

- ・ 新しい条例は、以下の政策課題を解決するため、当事者目線の障がい福祉を着実に推進する普遍的な仕組みである。
- ・ この新しい条例は、県の障がい福祉分野の基本条例として位置付けることを目指しており、本県の障がい施策の基本原則や基本方針といった精神規定を盛り込むだけでなく、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」の提言をできる限り反映させた実体的規定を盛り込み、より実効性を持たせることとしている。

① 津久井やまゆり園事件を風化させないこと

- 事件発生から5年が経過し、事件の風化が心配される現下において、「ともに生きる社会かながわ憲章」のさらなる啓発普及を進め、障がい者の権利利益に対する侵害のない共生社会を築いていくため、条例において、この憲章の考えを明定し、その理念を普及を促進させるものであること

② 虐待ゼロを目指し、身体拘束のない、当事者目線の支援を進める必要があること

- 県立障害者支援施設における長期にわたる居室施設等の身体拘束といった不適切支援を省察し、条例において、障がい者虐待の禁止を謳い、身体拘束のない支援に努めるものとし、正当な理由で身体拘束を行っている場合であっても、その件数を公表する等の措置と相まって、利用者の望みや願いに寄り添った、当事者目線の支援を進めるものであること

③ 意思決定支援を着実に進める必要があること

- 全国的にも具体の取組みが始まったばかりの意思決定支援の手法を全県に広げ、必要とする全ての障がい者が適切に意思決定支援を受けることができるよう、条例において、県及び事業者の実施責任を謳うとともに、社会福祉法人等を「意思決定支援研究・研修センター」（仮）として指定する根拠規定を設け、意思決定支援の理念と実施手法の普及に努めるものであること

④ 障がい者の地域生活を実現するために必要な地域資源を増やしていく必要があること

- 障がい者が住み慣れた地域で安心していきいきと、いのち輝かせて暮らすことができるよう、条例において、県は市町村と緊密に連携し、障がい者の地域生活を推進する施策を講じる責務があることを定めるとともに、必要な地域資源を充実させるための施策を講じる責務を定め、もって地域共生社会の実現を図るものであること

⑤ 政策動向を注視しながら、中長期的な戦略的視点で障がい福祉施策を進めて行く必要があること

- 「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」の提言を実体化するため、条例において、中長期的な視点に立った実行プランに当たる「基本的な計画」を策定する旨を定め、本県の障がい施策を戦略的に進めて行くものであること

3 新たな条例の制定趣旨と今後のスケジュール(予定)

◎ 新たな条例の制定趣旨

- ・ 制定条例では、冒頭において、目的規定を置くことが通常であり、本条例（案）においても、第1条に以下のように規定し、制定趣旨を明確にすることとしている

(目的)

第〇条 この条例は、当事者目線の障害福祉の推進について、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、当事者目線の障害福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障害福祉の推進を図り、もって、障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自分の望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず、誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現に資することを目的とする。

◎ 今後のスケジュール(予定)

- ・ 本年の第2回定例議会（厚生常任委）へ条例素案を報告し、さらなる検討の上、9月の定例議会へ条例（案）を提出予定

令和4年
7月12日
7～8月
8月上旬
9月
令和5年
4月

第2回県議会定例会厚生常任委員会に条例素案を報告

関係者等（障がい当事者、関係団体、市町村、事業者等）との意見交換

骨子案に対する県民の皆さまからの意見募集（4月7日～5月6日）の意見に対する県の見解の公表

第3回県議会定例会に条例案を提出

条例の施行

他法、他県の条例における目的規定

◎ 障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）の目的規定

（目的）

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の目的規定

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

◎ 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年3月31日公布）の目的規定

（目的）

第1条 この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによつて障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、障がい者及び障がい児の視点に立って、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及び道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における障がい者及び障がい児の権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

◎ 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成31年4月1日施行）の目的規定

（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取組（以下「障害を理由とする差別の解消の推進等」という。）について基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

4 新たな条例の構造(素案の時点での整理)

- 新たな条例は、県の障がい施策分野の基本条例として位置付けることとしているが、いわゆる訓示規定だけでなく、当事者目線の障がい福祉を推進する関係施策を着実に実施する実効性を確保するための実体的規定も充実させている

総則的規定

- 前文
- 目的規定（当事者目線の障がい福祉の推進及び地域共生社会の実現）
- 定義規定
- 基本理念
- 県、事業者、県民の責務・役割等に関する規定
- 基本的な計画（基本計画）の策定に関する規定

新たな条例の制定趣旨を明らかにするとともに、県の障がい施策に関する基本的事項を規定

（実体的規定） 基本的規定 （補足）

- 基本的計画に盛り込む、障がい者の自立及び社会参加を推進するための関係分野の施策について規定
- 意思決定支援の取組みの推進に関する規定
- 障がい者差別解消のための措置に関する規定
- 障がい者虐待の禁止、早期発見及び防止措置に関する規定
- 障がい者本人の政策立案過程への参加促進、自主的活動の推進の規定
- 上記施策を着実に実施するための態勢の整備等に関する規定

県の障がい施策に関する政策課題を解決するための基本的な施策の取組み方針と、同施策の推進態勢の整備等について規定

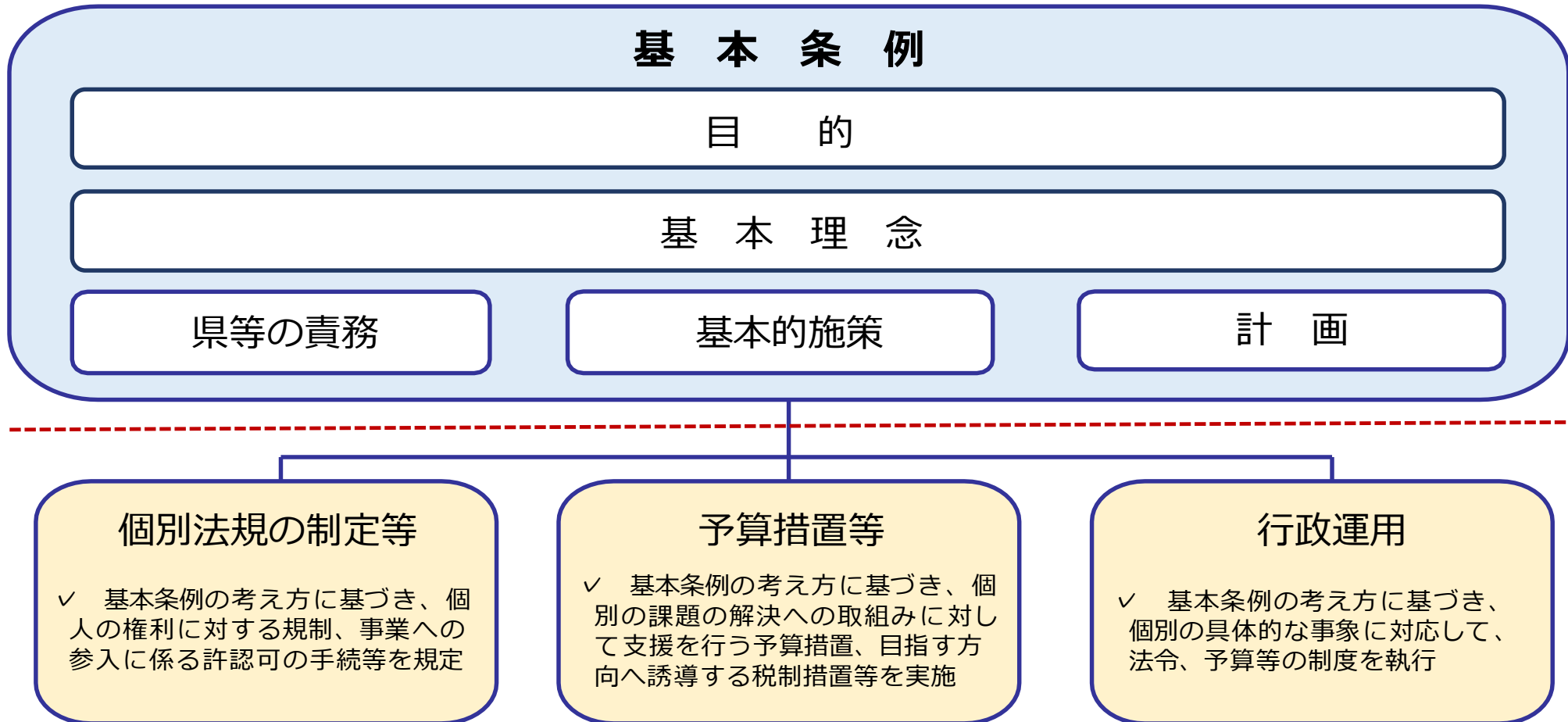
- 財政上の措置に関する規定

附則

- 施行期日に関する規定
- 条例の施行後の検討に関する規定

「基本条例」に基づく行政の展開の体系のイメージ

- ・ 一般に、基本条例とされるものは、自治体が講ずる制度・政策に関する理念、基本方針を示すとともに、それに沿った措置を講ずべきことを定めている。この基本条例の目的、内容等に適合する形で、さまざまな行政諸施策が遂行されることになる。
- ・ 基本条例は、当該行政分野において、いわば「親条例」として優越的な地位をもち、その施策の方向付けを行い、他の条例や行政内関係部局を指導・誘導する役割を果たす。このような性格から、基本条例は、直接に住民の権利義務に影響を及ぼすような規定は置かず、訓示規定又はいわゆるプログラム規定で構成される。



5 新条例に盛り込む行政(県)、事業者及び県民の責務等(素案の時点での整理)

立 場	責務(努力義務含む)等	説 明
行政(県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の策定 ○ 情報提供と意見反映 ○ 意思決定支援の推進と権利擁護 ○ 差別解消の推進 ○ 虐待の防止 ○ 当事者活動の推進等 ○ 推進態勢の整備 ○ 財政上の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者目線の障がい福祉を推進するための「基本的な計画」の策定、実施 ○ 障がいについての理解促進、施策の実施の際の県民等の意見反映 ○ 意思決定支援の推進を図るための情報提供・研修等の実施、本人の意思を反映した障害福祉サービス利用、必要な意思決定支援の円滑な提供 ○ 障がい者差別に関する相談体制の整備、社会的障壁の除去 ○ 障がい者虐待に関する調査、虐待の防止・早期発見、救済措置 ○ 障がい者の政策決定過程への参加推進と当事者の自主的な活動の支援 ○ 障がい者支援についての調査研究、福祉人材の確保と育成等、態勢の整備 ○ 必要な財政上の措置
行政(市町村)	※ 県は市町村と連携を図り、市町村の関係施策の実施について支援、協力する旨を規定 (自治体間是对等・協力の関係にあるべきとする地方分権の考え方を踏まえ、市町村の事務についての規定は置かない)	
地域(県民)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理解の促進 ○ 施策への協力 ○ 差別・虐待の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい、障がい者、共生社会に関する理解を深める ○ 県が実施する障がい福祉施策の実施に協力する ○ 障がいを理由とする差別、虐待、その他権利侵害の禁止
事 業 者	【障がい福祉サービス提供事業者】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者目線の障がい福祉の推進 ○ 意思決定支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民等と連携し、地域の社会資源の活用等を図り、当事者目線の障がい福祉を推進 ○ サービス利用者の自己選択、自己決定に配慮し、意思決定支援の実施に努める
	【全事業者共通】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 差別・虐待の禁止 ○ 合理的配慮 ○ 社会参加の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいを理由とする差別、虐待、その他権利侵害の禁止 ○ 障がいに係る社会的障壁の除去のための合理的配慮 ○ 多様な分野での社会参加の機会の確保

6 条例の制定効果～新たな条例で何がどう変わるのか

【全体的なこと】

◎ 障がい分野の基本条例が制定される

→ 今後、新条例の目的、内容等に適合する形で、様々な行政諸施策（個別条例の制定、予算措置、行政運用等）が実施されることになる

◎ 当事者目線の障がい福祉の推進、地域共生社会の実現を目指す決意を示す

→ 前文で、津久井やまゆり園事件により「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、併せて、当事者目線の障がい福祉の必要性を認識し、この条例制定に至った経緯などを示すこととしている

新条例本文では、行政、事業者、県民等が力を合わせて、当事者目線の障がい福祉の推進と地域共生社会の実現を目指すことを明らかにし、関係施策の実施に努力義務を課す規定と相まって、それらの施策の着実な展開につなげていく

◎ 当事者目線の障がい福祉を総合的・計画的に実施するための「基本的な計画」を策定する

→ 地域共生社会の実現を目指し、当事者目線の障がい福祉を推進するための具体の施策を、いつまでにどのように実施するか、「基本的な計画」において定め、条例の実効性を高める

この「基本的な計画」には、庁内障がい福祉部門のみならず、医療、教育、雇用、農業、商工等の部門と連携した関係施策についても盛り込む

◎ 障がい福祉施策を推進するための予算措置につながる

→ 当事者目線の障害福祉に関する施策を実施するため、県の努力義務として、必要な財政上の措置を講ずる旨を規定する

【個別の政策】

◎ 障がいをもととする差別、虐待、その他の権利侵害を解消するための仕組みづくりを加速させる

→ 「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」を踏まえた禁止規定等を盛り込むとともに、救済の仕組みを作る

◎ 必要とする誰もが意思決定支援を受けられることを明示し、全県展開を進める

→ 意思決定支援の推進に関する規定を盛り込む

◎ 当事者の自主的活動を支援するとともに、県の政策決定過程への当事者の参加を進める

→ 当事者の自主的活動の推進に関する規定を盛り込む

◎ 科学的根拠に基づいた「強度行動障がい」のある人への支援手法や高齢化への対応等の調査研究を進める

→ 障がい者支援についての調査研究及び研修（人材育成）を強化する規定を盛り込む

◎ 障がい福祉を担う人材の確保と育成を推進する

→ 県がリーダーシップを発揮し、広域的な視点から、一自治体や一法人では対応が難しい人材確保と人材育成に取り組む

※ 新条例は、できる限りやさしい言葉を使い、誰もが理解しやすい内容とする方針

また、障がい当事者と一緒にガイドブックなどを作成し、障がい当事者をはじめ広く県民向けに、新条例についての理解を広げていく工夫をする

7 県民の皆さまからの意見募集での主なご意見

総件数 610件

① 条例素案に反映したもの 【94件】

- ・ 住み慣れた地域や知人、友人がいるという中で、住まいの場を障がい者が選べることが大事である
- ・ 障がい者やその家族が望むものは、一人の人間として、差別をしないでほしい、虐待しないでほしいという思いである
- ・ 条例を作っただけで劇的な変化はないにせよ、「何も変わらない。」と言われないような実施計画を立てることが大切である

② 他の施策での取組が必要なため条例素案に反映していないもの 【3件】

- ・ 障害者年金を減額しないでほしい

③ 意見の趣旨を今後の施策の参考とするもの 【358件】

- ・ グループホームや日中の活動場所など、地域資源の充実
- ・ いろいろな当事者と対話し、施策に生かしていくことが大切
- ・ 情報提供について、分かりやすい文章にしたり、様々な媒体により発信するなど、工夫してほしい
- ・ 人材確保及び育成は大きな課題である。いかに福祉の仕事に興味を持ってもらえるかが大切である
- ・ 障がい当事者が分かりやすいものを作ってほしい

④ 意見の趣旨を検討の際に視点として参考にしたもの 【94件】

- ・ 課題に沿った対応など行政機構のあり方を検討してほしい

⑤ 条例素案に反映できないもの 【10件】

- ・ 「当事者目線」を「当事者視点」に変更してはどうか

⑥ その他（感想、質問等） 【51件】

- ・ 障がい当事者を周りの人や支援者が理解するプロセスが当事者目線になると感じた
- ・ 条例の制定が拙速すぎるのではないか。障がい当事者や関係者と十分に時間をかけて進めてほしい

3 （仮称）当事者目線の障害福祉推進条例の制定について

当事者目線の障がい福祉を実現するため、理念や目的、責務などを明確にし、当事者や支援者をはじめとした県民の皆様、市町村、関係団体等が一体となって、オール神奈川で取り組むための普遍的な仕組みとして、条例の検討を進めている。今般、条例素案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- 令和3年12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に条例の基本的な考え方を報告
- 令和4年3月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に条例骨子案を報告
- 4月 条例骨子案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施
- ～5月

(2) 条例素案の概要（主なポイント）

ア 前文

津久井やまゆり園事件により、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、併せて、当事者目線の障がい福祉の必要性を認識して、この条例の制定に至った経緯などを明らかにする。

イ 目的

県の責務、県民及び事業者等の役割を明らかにし、当事者目線の障がい福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障がい福祉の推進を図り、もって、自分の望む暮らしを実現することができ、障がい者のみならず、誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現に資すること。

ウ 定義

(ア) 当事者目線の障がい福祉とは

障がい者に関わる誰もが障がい者一人ひとりの立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障がい者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができる社会環境の整備により実現される障がい福祉をいう。

(イ) 意思決定支援とは

障がい者が自ら意思を決定することが困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。

エ 基本理念

当事者目線の障がい福祉の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- ・ 全ての県民が、主体的に自らの生き方を追求することができ、個人としての尊厳が重んぜられること
- ・ 障がい者のみならず、障がい者に関わる人々も喜びを実感できること
- ・ 障がい者の自己決定が尊重されること
- ・ 障がい者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること
- ・ 障がい者個人の持つ可能性が尊重されること
- ・ 全ての県民が、多様性を認め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと

オ 県の責務

当事者目線の障がい福祉に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施する。

カ 基本計画の策定

当事者目線の障がい福祉の推進に関する基本的な計画を定める。

キ 意思決定支援の推進

障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならない。

ク 障がいを理由とする差別の解消等

- ・ 障がい者の差別に関する紛争の防止、又は解決を図ることができるよう、相談体制その他必要な体制の整備を図る。
- ・ 県及び事業者は、障がい者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、社会的障壁の除去について、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努める。

ケ 虐待等の防止

市町村等と連携し、障がい者に対する虐待の早期発見につなげるため、障がい者に対する虐待に係る通報について県民及び事業者に普及啓発を行うとともに、早期対応に努める。

コ 障がい福祉の政策立案過程への障がい者の参加等

- ・ 障がい福祉の政策の立案に関する会議への参加を推進する。
- ・ 障がい者が主体となって企画し、実施する活動の活性化を図るため活動内容を県民等に普及啓発するとともに、必要な支援を行う。

(3) 条例の「分かりやすい版」の作成について

障がい者からの意見を踏まえ、障がい者を中心に、誰もが分かりやすく読むことができる条例の「分かりやすい版」を作成していく。

(4) 条例骨子案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）等の状況

ア 実施概要

(ア) 県民意見募集（パブリック・コメント）

a 意見募集期間

令和4年4月7日～5月9日

b 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県広報ツイッター等での周知、県機関等での閲覧、当事者団体等への周知

c 意見提出方法

フォームメール、郵送、ファクシミリ等

(イ) 障がい当事者及び関係団体等との意見交換

a 意見交換の時期

令和4年3月4日～6月11日

b 実施件数

60 団体等

イ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 610 件

(イ) 意見の反映状況

区 分	件数
a 条例素案に反映したもの	94
b 他の施策で取組が必要なため条例素案に反映できないもの	3
c 意見の趣旨を今後の施策の参考にしたもの	358
d 意見の趣旨を検討の際の視点として参考にしたもの	94
e 条例素案に反映できないもの	10
f その他（感想、質問等）	51
計	610

(ウ) 主な意見

a 条例素案に反映したもの

- ・ 住み慣れた地域や知人、友人がいるという中で、住まいの場を障がい者が選べることが大事である。
- ・ 障がい者やその家族が望むものは、一人の人間として、差別をしないでほしい、虐待しないでほしいという思いである。

- ・ 条例を作ってすぐに劇的な変化はないにせよ、「何も変わらない。」と言われたいような実施計画を立てることが大切である。
- b 他の施策での取組が必要なため条例素案に反映できないもの
 - ・ 障害者年金を減額しないでほしい。
- c 意見の趣旨を今後の施策の参考にしたもの
 - ・ グループホームや日中の活動場所など、地域資源を充実させてほしい。
 - ・ いろいろな当事者と対話し、施策に生かしていくことが大切。
 - ・ 情報提供について、分かりやすい文章にしたり、様々な媒体により発信するなど、工夫してほしい。
 - ・ 人材確保及び育成は大きな課題である。いかに福祉の仕事に興味を持ってもらえるかが大切である。
 - ・ 障がい当事者が分かりやすいものを作ってほしい。
- d 意見の趣旨を検討の際の視点として参考にしたもの
 - ・ 課題に沿った対応など行政機構のあり方を検討してほしい。
- e 条例素案に反映できないもの
 - ・ 「当事者目線」を「当事者視点」に変更してはどうか。
- f その他（感想、質問等）
 - ・ 障がい当事者を周りの人や支援者が理解するプロセスが当事者目線になると感じた。
 - ・ 条例の制定が拙速すぎるのではないか。障がい当事者や関係者と十分に時間をかけて進めてほしい。

(5) 市町村との意見交換について

3政令市（横浜市、川崎市、相模原市）や中核市（横須賀市）をはじめ、県内すべての市町村に、個別訪問等により意見交換を行った。

【主な意見】

- ・ 条例の目指す社会の実現に向け、協力していきたい。
- ・ 条例に実効性を持たせるためには、具体的な施策の実施が重要。
- ・ 地域移行に向けた課題は、地域も含めみんなで共有していきたい。

(6) 今後のスケジュール

令和4年7月～	関係者等との意見交換
9月	第3回県議会定例会に条例案を提出
令和5年4月	条例の施行

<別添参考資料>

参考資料1 「(仮称)神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」素案

(仮称) 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 素案

前文

平成 28 年 7 月 26 日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19 名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生した。この事件は、障害者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えた。

県では、このような事件が二度と繰り返されないよう、平成 28 年 10 月、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これを、ともに生きる社会の実現を目指す県政の基本的な理念とした。

県は、津久井やまゆり園の再生を進める過程において、利用者に対するより良い支援のあり方を模索してきた。そうしたところ、これまでは利用者の安全を優先するという管理的な支援が行われてきており、本人の意思を尊重し、本人が望む支援を行うためには、当事者本人の目線に立たなくてはならないことに気付いた。

そして、障害者との対話を重ね、その思いに寄り添うために全力を注いだ。その結果、障害者一人一人の心の声に耳を傾け、支援者や周りの人が工夫しながら支援することが、障害者のみならず障害者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが、お互いの心が輝く当事者目線の障害福祉であるとの考えに至った。

そこで、令和 3 年 11 月、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者目線の障害福祉に転換することを誓った。

顧みると我が国の障害福祉は、昭和 56 年の国際障害者年を転機として、ノーマライゼーションの理念の下、どのような障害にもかかわらず、等しく自立と社会参加を可能とする環境の整備を進めてきた。しかし、全ての障害者が自分らしく暮らしていくことができる社会環境の整備はいまだ道半ばである。

私たちは、この現状に真摯に向き合い、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、障害者も含めた県民、事業者、行政等が互いに連携し、一体となった取組を進めるべく、普遍的な仕組みを構築していかなければならない。

このような認識の下、当事者目線の障害福祉の推進が、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現につながるものと確信し、その基本となる理念や原則を明らかにした、当事者目線の障害福祉を進めていくための基本的な規範として、ここに、この条例を制定する。

1 目的

この条例は、当事者目線の障害福祉の推進について、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、当事者目線の障害福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障害福祉の推進を図り、もって、障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自分の望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず、誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現に資することを目的とする。

2 定義

- (1) この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害をいい、「障害者」とは同号に規定する障害者をいう。
- (2) この条例において「当事者目線の障害福祉」とは、障害者に関わる誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができる社会環境の整備により実現される障害福祉をいう。
- (3) この条例において「意思決定支援」とは、障害者が自ら意思を決定すること（以下「自己決定」という。）が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。
- (4) この条例において「障害福祉サービス提供事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う者、同条第 11 項に規定する障害者支援施設を運営する事業を行う者、同条第 18 項に規定する一般相談支援事業を行う者及び特定相談支援事業を行う者、同条第 26 項に規定する移動支援事業を行う者、同条第 27 項に規定する地域活動支援センターを運営する事業を行う者並びに同条第 28 項に規定する福祉ホームを運営する事業を行う者並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業を行う者、同条第 7 項に規定する障害児相談支援事業を行う者及び同法第 7 条第 1 項に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センターを運営する事業を行う者をいう。

3 基本理念

当事者目線の障害福祉の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられること。
- (2) 障害者のみならず、障害者に関わる人々も喜びを実感することができること。
- (3) 障害者一人一人の自己決定が尊重されること。
- (4) 障害者本人が、希望する場所で、希望するように暮らすことができること。
- (5) 障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて関係者が連携し、障害者個人の持つ可能性が尊重されること。
- (6) 多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと。

4 障害を理由とする差別、虐待等の禁止

何人も、障害者に対し、障害を理由とする差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をすることにより、当事者目線の障害福祉の増進を妨げてはならない。

5 県の責務

県は、3に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

6 市町村との連携

- (1) 県は、5の施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。
- (2) 県は、市町村が当事者目線の障害福祉の推進に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

7 県民及び事業者の役割

- (1) 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、当事者目線の障害福祉についての理解を深めるとともに、県が実施する当事者目線の障害福祉の推進のための施策の実施に協力するよう努めなければならない。
- (2) 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害者が社会、経済、文化その他多様な分野の活動に参加することができるよう機会の確保に努めなければならない。

8 障害福祉サービス提供事業者の役割

障害福祉サービス提供事業者は、基本理念にのっとり、地域住民等と連携し、地域の社会資源の活用等を図りながら、当事者目線の障害福祉の推進に努めなければならない。

9 情報の提供及び意見の聴取

- (1) 県は、県民等（県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。）に対し、障害についての理解の促進に資する情報を提供するとともに、市町村、事業者等と連携し、当事者目線の障害福祉の理解を深めるための普及啓発を行うものとする。
- (2) 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策に、県民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

10 基本的な計画の策定

知事は、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当事者目線の障害福祉の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

11 基本計画に定める施策

基本計画には、次に掲げる施策について定めるものとする。

- (1) 障害者が、障害の状態及び生活の実態に応じ、自立のための適切な支援を受けられ、かつ、多様な地域生活の場を選択できるようにするための医療、介護、福祉等に関する施策
- (2) 障害者及びその家族その他関係者からの各種の相談に総合的に応じることができるようにするための相談に関する施策

- (3) 障害者である子どもの教育を保障し、及び障害者が生涯にわたり学習を継続することができるようにするための教育に関する施策
- (4) 障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるようにするための施策
- (5) 個々の障害者の特性に応じた多様な就業の機会の確保及び障害者の雇用の促進に関する施策
- (6) 障害者のための住宅の確保及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備の促進に関する施策
- (7) 障害者が円滑に利用できるような公共的施設の構造及び設備の整備並びに障害者が移動しやすい環境の整備に関する施策
- (8) 障害者が十分に情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにするための情報提供、支援等に関する施策
- (9) 障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立を促進するための施策
- (10) 障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策
- (11) 障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするための防災及び防犯並びに障害者の消費者被害の防止及び救済に関する施策
- (12) 障害者が行政機関等における手続を円滑に行うことができるようにするための環境の整備に関する施策

12 意思決定支援の推進

- (1) 県は、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等の体制の整備を行うものとする。
- (2) 県は、障害福祉サービス提供事業者等に対し、意思決定支援に関する研修を行うものとする。
- (3) 県は、毎年度、意思決定支援の推進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。
- (4) 障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならない。

13 障害者の権利擁護

- (1) 障害福祉サービス提供事業者、障害者の家族その他の関係者は、障害者の障害福祉サービスを行う施設への入所その他の障害福祉サービスの利用に際しては、障害者の意思が反映されるよう配慮しなければならない。
- (2) 障害者に関わる者は、障害者が意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めなければならない。

14 障害を理由とする差別に関する相談、助言等

- (1) 県は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、相談体制その他必要な体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。
ア 相談者に対し、助言、情報の提供等を行うこと。

- イ 関係者と必要な情報の共有を行うこと。
- ウ 他の地方公共団体への通知その他連絡調整を行うこと。

15 社会的障壁の除去

- (1) 県は、その事務又は事業を行うに当たり、現に障害者から社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その者が障害者であること及びその意思を推知することができる場合には、社会的障壁の除去について、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、その事業を行うに当たり、現に障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その者が障害者であること及びその意思を推知することができる場合には、社会的障壁の除去について、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

16 虐待等の防止

- (1) 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待等の防止に関し、障害福祉サービス提供事業者への啓発及び研修を行うものとする。
- (2) 障害福祉サービス提供事業者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第15条の規定による研修の実施のほか、障害者に対する虐待等の防止に関し、従業員への啓発に努めるものとする。

17 障害者に対する虐待の早期発見及び通報等

- (1) 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見につなげるため、障害者に対する虐待に係る通報について県民等への普及啓発を行うものとする。
- (2) 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見及び早期対応のための体制の整備を行うものとする。

18 障害福祉の政策立案過程への障害者の参加

県は、障害福祉の推進に係る政策の立案に関する会議の開催に当たっては、障害者の参加を推進するものとする。

19 障害者主体の活動の促進

- (1) 県は、障害者の自立と社会参加等の促進を図るために障害者が主体となって企画し、及び実施する活動（以下「障害者主体の活動」という。）の活性化を図るため、その活動内容について県民等に普及啓発するよう努めるものとする。
- (2) 県は、障害者主体の活動の推進を図るため、必要な支援を行うものとする。
- (3) 県は、県内において障害者主体の活動に取り組む団体又は個人が、相互に連携し、必要な情報を共有し、及び協働することができるよう支援に努めるものとする。

(4) 県は、障害者主体の活動の推進に資するよう、国内外の障害者主体の活動の状況及び推進の取組に関する情報の収集、整理並びに提供に努めるものとする。

20 生涯にわたる障害者への支援

県は、障害者が生涯にわたり、必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の整備に努めるものとする。

21 高齢者施策等との連携

県は、当事者目線の障害福祉の推進に関する施策の実施に当たっては、高齢者及び子どもの福祉に関する施策との連携を図るものとする。

22 障害者に対する支援についての調査研究及び支援手法の確立

県は、障害者に対する支援についての調査研究及び支援手法の確立に向けた体制の整備に努めるものとする。

23 支援研究及び研修の中核的拠点の整備

県は、当事者目線の障害福祉を推進するための支援及び研修を適切に実施するための中核的な役割を担う拠点の整備に努めるものとする。

24 地域間の均衡

県は、当事者目線の障害福祉の推進に関する施策の実施に当たっては、障害福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努めるものとする。

25 自立支援協議会の活動の推進等

- (1) 県は、障害者への支援の体制の整備を図るため、障害保健福祉圏域（保健及び医療と福祉との連携を図る観点から県内を区分した区域のことをいう。）ごとに協議会（障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。次項において同じ。）を置くとともに、その活動を推進するものとする。
- (2) 県は、地域の実情に応じた障害者への支援体制の整備を促進するため、市町村が置く協議会との連携を図るものとする。

26 障害福祉に係る人材の確保と育成

県は、障害福祉サービスに係る事業等に従事することを希望する者及び現に従事する者に対し、採用に関する適切な情報の提供、技術向上の支援等を行うことにより、障害福祉に係る人材の確保及び育成に努めるものとする。

27 財政上の措置

県は、当事者目線の障害福祉の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

その他

- (1) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。